日頃よりNCRけんぽの健康保険事業運営にご理解とご協力をいただき、 誠にありがとうございます。

4月はご就職等異動の多い季節となります。

被扶養者であるご家族の方が下記のようなケースに該当する場合、被扶養者 資格の削除のため、届出が必要になります。

┏ 被扶養者の資格削除の届出が必要なケース

- 1. 就職した場合 (新しい勤務先から保険証が発行された場合)
 - ◆重要◆雇用期間が短期間であったとしても、勤務先で社会保険に加入されて保険証が発行された場合は必ず届出が必要になります。
- 2. 収入が認定基準を超えた場合

(アルバイト・パート収入、各種年金収入、不動産等収入、その他収入)

- ⇒ 59歳以下は月額¥108,333を超えたとき
- ⇒ 60歳以上は月額¥150,000を超えたとき
- 3. アルバイト・パート等の雇用内容が変更となり健康保険に加入する場合 (勤務先から保険証が発行されるようになった場合)
- 4. 雇用保険(失業給付)を受給する場合
 - ⇒ 59歳以下は日額¥3.611を超えたとき
 - ⇒ 60歳以上は日額¥5,000を超えたとき
- 5. 結婚して相手の扶養に入る場合
- 6. 離婚した場合
- 7. 同居が扶養認定の必須要件の被扶養者が別居となった場合
- 8. 別居の家族への仕送りをしなくなった場合
- 9. 国内に住所を有しなくなった場合(海外赴任等の一時的海外渡航は除く)
- 10. 75歳(後期高齢者医療制度該当)になった場合
- 11. お亡くなりになった場合
 - ※ アルバイト・パート収入、年金、不動産等収入、その他収入は すべて合算し判断します。
 - ※ 該当しなくなった場合には、再度扶養申請可能です。

事由発生5日以内に当健保HP内にあります「健康保険被扶養者異動届」と 一緒に、該当する被扶養者の「保険証」をご提出願います。

★ 被扶養者からはずすとき(就職、死亡、結婚、収入増等) 詳しくはこちらから

- ⇒ http://www.ncrkenpo.or.jp/member/application/family_b.html
 - ・ 提出は事業主(お勤めの会社)経由となります。
 - · 任意継続被保険者の方は直接NCRけんぽへご提出ください。
 - ・ 家族を被扶養者にしたいとき(被扶養者認定)の手続きについても上記 URLをご参照ください。

- Q1. なぜ被扶養者削除の届出が必要なのですか? また、提出しないとどうなりますか?
- A1. 健康保険の給付や高齢者医療等(※1)の国への拠出が適正に行われるために必要です。双方の支出で当健保の保険料収入に対する割合は90%を超えています。特に被扶養者削除の届出がされませんと、保険給付額や国への拠出金額が増え、加入者みなさまの保険料負担が増えることになりかねませんので、届出のご協力をお願い致します。また、被扶養者の資格が無くなったにも関わらず、当健保の保険証を使用した場合は、当健保が負担した医療費等を返還していただく事となりますのでご注意ください。
 - (※1) 高齢者医療費は公費や本人負担のほか、健康保険組合等の保険 料収入から賄われています。
- ┏ ご家族を健康保険の被扶養者として認定するさまざまな要件

ご家族を健康保険の被扶養者として認定する場合は、さまざまな要件がござい ます。

詳しくはこちらから

⇒ http://www.ncrkenpo.or.jp/member/outline/family_a.html

■発行:日本NCR健康保険組合 HP http://www.ncrkenpo.or.jp

■住所:〒104-0033 東京都中央区新川 1-21-2

■発行日:2024年4月4日

■お問い合わせ

• Mail HIA.JP@ncrkenpo.or.jp • Tel 03-5244-9800 • Fax 03-5244-9383.

Copyright (C)2024 日本N C R健康保険組合 All Rights Reserved.